



2025年9月12日号

【助成金情報】 キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

社会保険労務士法人桑原事務所

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

皆さま、こんにちは。

日中はまだ暑さが残りますが、朝晩は少しずつ秋の気配を感じる頃となりました。

皆さまお変わりなくお過ごしでしょうか。

さて、例年この時期は**最低賃金改定**が予定されておりますが、今年度につきましては現時点でまだ正式な決定には至っておりません。

今後の改定内容によっては、貴社の賃金規程や給与体系の見直しが必要となる場合がございます。

そこで、本日は****キャリアアップ助成金「賃金規程等改定コース」****のご案内を申し上げます。

本助成金は、非正規雇用労働者の賃金引き上げを行う際に活用できる助成金です。

賃金規程の整備や賃金アップをご検討の際には、助成金を活用することで費用負担を軽減することが可能です。

【キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース】

制度のポイント	非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。
活用例	中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。
助成額	中小企業の場合 賃上げを行った非正規雇用労働者1人あたり最大7万円

下記より支給対象、要件等ご確認いただき、お役立ていただければと思います。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001512366.pdf>

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0064 山口県防府市高井1143-1
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net



@KUWAHARA.SR

桑原事務所インスタグラム

<https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTIwNjQ2YQ%3D%3D>

